

高根沢町 Instagram(インスタグラム)運用手順

1 目的

本手順書は、高根沢町で利用するInstagram(インスタグラム)の運用について、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めることを目的とする。

2 高根沢町で利用するアカウント等

サービス名 Instagram(インスタグラム)

アカウント名 @takanezawa_town

URL <https://www.instagram.com/?hl=ja>

3 運用責任者及び運用担当者

運用責任者 企画課長

運用担当者 高根沢町職員

4 Instagram(インスタグラム)の運用に関する基本的事項

- (1)高根沢町職員であることの自覚と責任をもつ。
- (2)地方公務員法をはじめとする関係法令、服務規程、情報セキュリティポリシー等を遵守する。
- (3)基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に十分留意する。
- (4)発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かないよう留意する。
- (5)一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解する。
- (6)発信した情報により意図せず他者を傷つけたり、誤解を生じさせたりした場合は、組織として誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。また、発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、組織として冷静に対応し無用な議論となることを避ける。
- (7)次のような内容は発信しない。
 - ①機密情報2以上の情報
 - ②他者を侮辱する情報
 - ③人種、思想、信条等の差別、または差別を助長させる情報
 - ④違法行為または違法行為をあおる情報
 - ⑤単なる噂や噂を助長させる情報
 - ⑥わいせつな内容を含むホームページへのリンク
 - ⑦その他公序良俗に反する一切の情報
- (8)公式インスタグラム及びストーリーズに対するコメントについて、原則として返

信コメントは行わない。ただし、運用責任者が必要と判断した場合は、この限りでない。

(9) 町以外のInstagramアカウントへのコメントは行わない。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認めるInstagramアカウントへのコメントについて、運用責任者が必要と認める場合は、この限りでない。

(10) 町以外のInstagramアカウントに対して「いいね！」ボタンを使用しない。ただし、公的機関又は業務上関係が深いと認めるInstagramアカウントについて、運用管理者が必要と認める場合は、この限りでない。

5 セキュリティ対策

運用責任者は、Instagram(Instagram)の運用に際し、次のセキュリティ対策を実施する。

(1) 不正アクセス対策

アカウント及びパスワードなどのログイン情報を適正に管理する。また、パスワードは他者が容易に推測できないよう[アルファベット、数字、記号のうち2種類以上を組み合わせた]8文字以上の長さとする。

(2) なりすまし対策

① Instagram(Instagram)のアカウント名が実際の町のものであることを明らかにするために、高根沢町ホームページに当該情報を掲載して参照可能とする。

② アカウント登録解除後のなりすましを避けるため、Instagram(Instagram)の運用を終了した後も可能な限りアカウントの保持を行う。

③ なりすましが発生した場合には、Instagram(Instagram)管理者に削除依頼を行うとともに、高根沢町ホームページやInstagram(Instagram)で周知を行う等、二次被害の拡大防止に努める。

6 免責事項

(1) 高根沢町は、高根沢町Instagramにおける情報の正確性、完全性には細心の注意を払っていますが、それを保証する義務を負いません。

(2) 高根沢町は、ユーザーが高根沢町Instagramを利用したこと、もしくは利用することができなくなったことによって生じるいかなる損害についても一切責任を負いません。

(3) 高根沢町は、ユーザーにより投稿された高根沢町Instagramに対するコメントについて一切責任を負いません。

(4) 高根沢町は高根沢町Instagramに関連して、ユーザー間またはユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

7 知的財産権

当ページに掲載している個々の情報(テキスト、画像等)に関する知的財産権は、高根沢町または原著者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

8 運用方針の変更

高根沢町は、ユーザーへの予告なしに本運用方針の変更を行う場合があります。

令和6(2024)年2月1日 制定

令和6(2024)年3月7日 改定